教施財第3092-2号

令和４年10月３日

各私立中学校長　様

大阪府教育庁施設財務課長

「大阪府立高等学校におけるウクライナからの避難民生徒の受入れに

係る入学検定料及び入学料の免除要領」の制定について（通知）

　標記について、ウクライナから避難のために渡日した高校生年代に該当する者（以下「避難民生徒」という。）が就学を希望し、大阪府立高等学校に受け入れる場合には、大阪府立学校の授業料等に関する規則（昭和四十年大阪府教育委員会規則第二号）第五条第10項の規定に基づき、別添のとおり標記要領を制定し、入学検定料及び入学料を免除することとしましたのでお知らせします。

　つきましては、当該避難民生徒が府立高等学校に出願する際には、在学する中学校長から志願先の府立高等学校長に対し、同要領に定める様式第１号を提出いただく必要がございますので、よろしくお取り計らいください。

記

別添資料

「大阪府立高等学校におけるウクライナからの避難民生徒の受入れに係る入学検定料及び入学料の免除要領」

【参考】

１　入学検定料の免除対象者

　　　令和４年（2022年）以降にウクライナから渡日した避難民生徒のうち、次に該当する者。

　　　①大阪府公立高等学校入学者選抜（二次選抜を含む。）の出願の際、当該避難民生徒が在学する中学校の校長から、当該生徒が志願する各府立高校に対し、「ウクライナからの避難民生徒の出願について（依頼）」（様式第１号）の提出があった者。

　　　②教育振興室高等学校課と各府立高校との間で編入学受入れの協議対象となった避難民生徒。

２　入学料の免除対象者

　　　上記１の避難民生徒で、各府立高校に入学を許可された者。

【本件お問合せ先】

担　 当：大阪府教育庁施設財務課

歳入グループ

電 　話：06-6944-6913（直通）

E-Mail：TsuzukiN@mbox.pref.osaka.jp